

兵庫県公報

令和7年3月31日 月曜日 第8号外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗＝県旗)

目次

規 則	ページ
○ 自治振興事業の助成に関する規則の一部を改正する規則（市町振興課）	2

公布された法令のあらまし

◎自治振興事業の助成に関する規則の一部を改正する規則（規則第16号）

自治振興事業の助成の申請に係る手続を簡素化し、同事業の助成対象である市町等の利便性の向上を図るとともに、市町等が補助金で取得した財産について補助金の交付目的を達成するため、所要の整備を行うこととした。

規 則

自治振興事業の助成に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 31 日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

兵庫県規則第16号

自治振興事業の助成に関する規則の一部を改正する規則

自治振興事業の助成に関する規則（昭和39年兵庫県規則第89号）の一部を次のように改正する。

第 3 条から第 5 条までを次のように改める。

第 3 条から第 5 条まで 削除

第 8 条各号列記以外の部分中「第 3 条ただし書に規定する知事が定める事業を実施する市町又は第 4 条第 1 項の規定による事業計画の承認を受けた」を削り、「様式第 3 号」を「様式第 2 号」に改め、同条第 1 号中「事業費明細書」を「事業計画書（様式第 3 号）」に改める。

第 2 章中第17条の次に次の 1 条を加える。

（財産の処分の制限）

第17条の 2 補助対象市町は、自治振興事業により取得し、又は効用の増加した財産の取得価格又は効用の増加価格が50万円以上である場合において、当該取得し、又は効用の増加した財産を、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）において定める耐用年数に相当する期間内に、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。

2 補助対象市町は、前項の承認の対象となる財産に係る台帳を備え、同項の期間、保存しておかなければならない。

第18条中「市町等」を「市町及び土地開発公社（以下「市町等」という。）」に改める。

第22条各号列記以外の部分中「第 4 条第 1 項の規定による事業計画の承認を受けた」を削り、同条第 1 号中「事業費明細書」を「事業計画書（様式第 3 号）」に改める。

様式第 1 号を次のように改める。

様式第 1 号 削除

様式第 2 号を削る。

様式第 3 号を様式第 2 号とし、同様式の次に次の 1 様式を加える。

様式第3号（第8条、第22条関係）

年度自治振興事業計画書

(単位 千円)

事業名		振興事業				事業	市町名又は土地開発公社名		認可年月日等		合 計	
施 行 事 業	前年度まで施行済				年度計画		年度以降計画				合 計	
	事業内容	単価	事業費	事業内容	単価	事業費	事業内容	単価	事業費	事業内容	事業費	
財 源 内 訳	国庫補助金											
	県補助金											
	地方債											
	県貸付金											
	一般財源											
	その他											
現況その他		施行理由	その他の事項		参考 その他 参							

SS

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の自治振興事業の助成に関する規則（以下「改正後の規則」という。）の規定は、令和 7 年度分の補助金及び貸付金から適用する。
- 3 改正後の規則様式第 2 号及び様式第 3 号については、この規則の施行の際現に残存するこの規則による改正前の自治振興事業の助成に関する規則様式第 2 号及び第 3 号の規定（以下「旧様式」という。）による用紙に限り、旧様式によることができる。